

## 職員の処分について

本日、次のとおり2件の懲戒処分を行いましたので、公表いたします。

### 1 職員の違反建築物の所有及び指導に対する不適切な対応

- (1) 職員 環境局 再任用職員（60代）
- (2) 処分の内容 戒告
- (3) 処分事由

当該職員は、自宅敷地内に、建築基準法に違反するおそれのある建築物を建築確認を受けることなく建築・所有し、そのことについて住宅都市局から幾度も指導を受けたにもかかわらず、不適切な対応を続けたもの。

### 2 職員の営利企業への無許可従事

- (1) 職員 南区 係員（10代）
- (2) 処分の内容 停職6月
- (3) 処分事由

当該職員は、今年9月半ばから飲食店において、週2～3回、ホールスタッフとして働いていたもの。

#### (4) 管理監督者の処分

- ① 処分の内訳  
課長級職員：嚴重注意
- ② 処分事由  
部下職員に対する指導監督が不十分であったもの。

#### 【問い合わせ先】

人事課長 八尋  
人事第2係長 三坂  
電話：711-4121  
(内線1351)